

費用のご案内（離婚・慰謝料）

虎ノ門さくら総合法律事務所

〒105-0003

東京都港区西新橋 1 丁目 20 番 3 号 虎ノ門法曹ビル 7013

TEL 03-6205-7086 FAX 03-6205-7087

info@torasaku-sogo.com

- 相談料：5,500 円／30 分
- 離婚協議書作成：11 万円～

●弁護士にご依頼いただく場合の費用（第 1 審までで事件終了する場合）

		着手金	報酬金
離婚 (離婚・養育費・財産分与・慰謝料・年金分割・婚姻費用)	協議	33 万円	33 万円＋ 経済的利益の 11%※
	調停	44 万円	44 万円＋ 経済的利益の 11%※
	訴訟	55 万円	55 万円＋ 経済的利益の 11%※

※養育費・慰謝料・婚姻費用の報酬金については最低額 22 万円。

※また、財産分与の報酬金の最低額は着手金と同額とする。

※親権、面会交流に争いがある場合は、着手金・報酬金それぞれ 22 万円を加算することがあります。

※有責配偶者からの離婚請求をお受けする場合は、着手金・報酬金それぞれ 22 万円加算することがあります。

※年金分割のみのご依頼の場合は、報酬金は発生しません。

●監護権者指定・子の引き渡し

		着手金	報酬金
監護権者指定・ 子の引き渡し	審判 (保全なし)	44 万円	44 万円
	審判 (保全あり)	55 万円	55 万円
	人身保護	55 万円	55 万円

●不貞慰謝料請求

		着手金	報酬金
慰謝料 (第三者に対する)	交渉	22万円	経済的利益の22% (もしくは最低額22万円)
	訴訟	33万円	

※離婚事件の中で請求する場合は、着手金11万円、報酬金は経済的利益の11%

●上級審

		着手金	報酬金
離婚	控訴／上告／上告受理申立	33万円～	33万円～
家事審判に対する不服申立	即時抗告／特別抗告／許可抗告		
人身保護請求事件の不服申立			
慰謝料請求事件	控訴／上告／上告受理申立		

●保全・執行

	着手金	報酬金
保全申立 / 強制執行申立 保全異議・取消事件 / 保全抗告事件 執行異議・取消事件 / 執行抗告事件	22万円～	0円 (着手金に含まれる)

●離婚後のサポート

年金分割の審判手続きもしくは子の氏の変更手続き：3万3000円

年金分割の審判手続き及び子の氏の変更手続き：5万5000円